



する法律施行令」に改め、同表第6項各号列記以外の部分中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同項第19号列記以外の部分中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に改める。

別表第8第1項第3号オ(ア)中「118万円」を「145万円」に改め、同号オ(イ)中「141万円」を「172万円」に改め、同号オ(ウ)中「159万円」を「192万円」に改め、同号オ(エ)中「195万円」を「236万円」に改め、同号オ(オ)中「227万円」を「274万円」に改め、同号オ(カ)中「455万円」を「564万円」に改め、同号オ(キ)中「582万円」を「724万円」に改め、同号オ(ク)中「707万円」を「879万円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第7及び別表第8の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。